

第22回さつま町駅伝競走大会競技規定

走 者

1. 出場選手は、胸部及び背部にチーム名を書いた「ゼッケン」を付けること。
2. 競技者は、道路の中心線より左側を走らなければならない。また、交差点では、中心線から右に出てはいけない。
◎ 監察員が違反したと認めたチームは、協議の上1回5秒を加算する。(但し、元に戻った場合は、この限りで無い。)

3. 登録選手の変更は、当日の監督者会までとする。但し、補欠との入れ替えは認めるが、走区の入替えは認めない。

また、監督者会終了後、選手が不慮の事故等で出走できなくなった場合は、競技開始までの間は、大会本部に申し出、大会本部の判断で、補欠選手の出走を認める。競技開始後は、中継所主任に申し出、大会本部の判断で、補欠選手の出走を認める。

4. 走者が事故等により、競技の続行ができない場合は、審判長の指示に従いタスキを繋ぐ。
当該区間の最下位の記録に1分を加算する。

当該区間の次走者は、最終走者と同時に出発させる。(繰り上げの場合は、特に注意！)

5. 繰り上げは、先頭から概ね10分遅れた場合、審判長の判断で実施する。
6. タスキは、必ず肩にかけ、手渡しする。(タスキは、事務局が準備する。)
7. タスキの受け渡しは、中継線より進行方向20mのリレーゾーン内で行う。
8. 伴走は、いかなる場合も認めない。

中 継 所

9. 中継所に、主任・計時員・記録員・通告員・中継所警備員を置く。中継所の前後100m以内は、駐停車禁止区域とする。(中継線・リレーゾーンを白石灰で表示する)
10. 中継所役員は、通過予定時刻の30分前までに準備を完了し、交通整理員と連絡を取り、応援者の整理にあたり、事故のないように最善の留意を図る。
11. 中継所主任は、第1コールを15分前、第2コールを5分前(選手本人)までに終え、中継の態勢に入る。

出走予定選手が不慮の事故等で出走できなくなった場合は、ただちに大会本部と連絡をとり指示を受ける。

- 1 2. 計時員は、**審判員**の指示に従い時計をおこし、最終走者が到着するまで時計は止めない。
(記録は 〇〇分〇〇秒 とする。)
- 1 3. 記録員は、記録表に各選手の到着時刻を正確に記入する。
- 1 4. 通告員は、計時係のタイム読み上げの補佐を行う。
- 1 5. 警備員は、中継所内の整理及び中継時の選手の安全確保に努める。
- 1 6. 中継所主任は、順位表にチーム着順を記入し、記録表との最終確認を行う。
- 1 7. 中継所主任は、全ての選手が中継後、直ちに記録を整理し、最終確認後本部に電話で連絡する。
- 1 8. 中継所主任は、最終確認後、チーム着順を電話で広報車に連絡する。
- 1 9. 中継所主任は、中継所閉鎖後、中継所用具（中継所表示杭を含む）及び記録紙を本部に届ける。
- 2 0. 緊急事態が発生した場合は、別紙緊急連絡先に連絡する。

事 故 対 策

- 2 1. 駅伝において発生した障害等については、自治会活動保険を適用するが、各チーム万全の対策をとること。(また、一日マラソン保険等で対応する。)
- 2 2. 小・中・高校生については、保護者の承諾書を提出すること。

審 判 等

- 2 3. 競技審判は、審判長・審判員・走行監察・交差点監察をおき、審判長は競技の全般を総括し、走行監察・交差点監察は、審判長、警備員の指示に従い、走者の安全管理に努める。
- 2 4. 走行監察は、2 走区以降からバイクで交通安全のタスキを掛け、走者の後方かつ道路の左端は制限速度を守り走行する。
- 2 5. 交差点監察は、主な交差点及び右カーブ等での、監察、走者の安全管理に努める。

そ の 他

- 2 6. 合同（通し）の試走は、原則として実施しない。(各チーム練習は責任をもって、事故等には十分留意する)